

## 東洋学園大学研究倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、東洋学園大学（以下、「本学」という）における学術研究が法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者に求められる倫理に関する事項を定め、もって社会からの信頼の確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費又は本学が交付した経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

### (研究者の倫理及び責務)

第3条 研究者は研究に際し次の事項を遵守する。

- (1) 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- (2) 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び国内の法令、告示等並びに本学の諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。
- (5) 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。
- (6) 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。
- (7) 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- (8) 研究者は、自己の研究計画及び計画進捗状況について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- (9) 研究者は、産学官連携活動等に伴う利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。

### (研究遂行過程における留意事項)

第4条 研究者は、研究を遂行する過程において次の事項を遵守する。

- (1) 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。また、資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。
- (2) 研究者は、収集又は作成したデータ等（研究記録を含む）を適切に保管し、事後の検証及び追試ができるよう十分な期間保存しなければならない。但し、法令等または本学園の諸規程等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。
- (3) 研究者は、第三者による検証の可能性、または不正に関する調査等のため、保存したデータ等の提出を求められたときは、これを開示しなければならない。
- (4) 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。
- (5) 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- (6) 研究者は、研究活動を推進するにあたり、本学におけるハラスメント防止に関する規程に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行ってはならない
- (7) 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にしてはならない。
  - ① 捏造（存在しないデータの作成）
  - ② 改ざん（データの変造、偽造）
  - ③ 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）また、研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

#### （研究費の取扱）

- 第5条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。なお、研究費の使用に当たっては、法令、本学の諸規程、当該研究費の使用規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
  - 3 研究者は、研究費使途報告においては、研究の使途を正確かつ明瞭に記載しなければならない。

#### （不正行為への対応）

- 第6条 本規程に違反する行為が生じたこと、又は生じようとしていることを知った者は、通報窓口まで通報しなければならない。
- 2 通報者の保護、通報窓口、通報方法、通報に対する措置、調査等については、「学校法人東洋学園コンプライアンス規程」及び「東洋学園研究倫理委員会規程」によるものとする。

#### （大学の責務）

第7条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

3 本学は、研究者による研究活動において不正行為の疑義がある場合には、必要な措置を講じるものとする。

4 本学は前3項の目的を達成するため、東洋学園大学研究倫理委員会を設置する。なお、研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、法人本部企画部が取り扱う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学運営協議会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。